



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*2 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

○ 告示

- 102 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 2
- 103 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) 3
- 104 保安林予定森林 (") 4
- 105 " (") 4
- 106 " (") 4
- 107 保安林の指定 (") 5
- 108 保安林の指定施業要件変更予定 (") 5
- 109 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 6
- 110 " (") 6
- 111 " (") 6
- 112 " (") 7
- 113 " (") 7
- 114 " (") 8
- 115 " (") 8

○ 教育委員会告示

1 平成29年和歌山県教育委員会告示第9号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の改正 8

○ 公告

都市計画の案の縦覧 (都市政策課) 9

○ 諸報

令和4年度行政書士試験の合格者 (一般財団法人行政書士試験研究センター) 9

規 則

和歌山県規則第2号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p> <p>(10) 地方警察職員 令和5年3月1日から同月末日まで</p>	<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p> <p>(10) 地方警察職員 令和4年3月1日から同月末日まで</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル岩出店
和歌山県岩出市西野115-1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年8月27日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,617㎡
- 6 駐車場の収容台数
236台
- 7 駐輪場の収容台数
40台
- 8 荷さばき施設の面積
186.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
21.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 14 届出年月日
令和4年12月26日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年1月27日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第103号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町檜葉字檜葉谷819から823まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第104号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町北郡字フジ根1123の3、1123の4、1123の9、1123の15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第105号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園北寺字谷原356、368の1、字天王谷490の2、490の3（次の図に示す部分に限る。）、490の4、494の1、495、497、497の1、497の2（次の図に示す部分に限る。）、499
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第106号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により

告示する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字瀬詰437の4、437の11
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字下田原字瀬詰437の4・437の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字川原河字筏繫491、492
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第108号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第109号

和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡九度山町

2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年3月19日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字慈尊院の一部地区

5 認証年月日

令和5年1月18日

和歌山県告示第110号

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和4年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区

5 認証年月日

令和5年1月18日

和歌山県告示第111号

和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月18日

和歌山県告示第112号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月18日

和歌山県告示第113号

和歌山県和歌山市内原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和4年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市内原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市内原の一部地区

5 認証年月日
令和5年1月18日

和歌山県告示第114号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字狗子ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字狗子ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字狗子ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月18日

和歌山県告示第115号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月18日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

平成29年和歌山県教育委員会告示第9号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）を次のように改める。

令和5年1月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

表を次のように改める。

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
和歌山県立中学校入学者選考	和歌山県立中学校入学者選考における適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び作文の得点	選考結果発表の日の翌日から2週間及び当該選考結果発表の日の属する年度の3月25日から同月31日まで	受検した県立中学校
和歌山県立中学校入学者選考における新型コロナウイルス感染症に係る特例措置（受検機会確保の特例措置）	和歌山県立中学校入学者選考における新型コロナウイルス感染症に係る特例措置（受検機会確保の特例措置）における適性検査及び作文の得点		

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和5年1月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画道路（3・4・1号井阪黒土線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県紀の川市西井阪字花井
下井阪字花井、三ツ塚、牛神、八王子
中井阪字八王子
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
紀の川市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和5年2月1日から同月15日まで

諸 報

公 告

令和4年11月13日に実施した令和4年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和5年1月27日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多 賀 谷 一 照

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910005 5910009 5910014 5910022 5910027 5910033 5910034 5910045 5910049 5910051

5910053 5910059 5910096 5910099 5910142 5910143 5910163 5910183 5910194 5910204
5910261 5910266
5920002 5920009 5920015 5920032 5920044 5920051 5920056 5920068 5920077 5920128